

第 1 回 久留米市立大橋・善導寺小学校統合準備協議会

■日時：令和 7 年 3 月 1 1 日（火） 1 9 : 0 0 ~

■場所：善導寺小学校 視聴覚室

1 開会

- ・教育長挨拶
- ・委員紹介

2 協議事項

（１）会長・副会長の選出について – 資料 1

（２）協議事項について – 資料 2

（３）主な協議スケジュールについて – 資料 3

3 その他

- 統合準備協議会ニュースの発行及び市ホームページへの掲載について
- 次回開催日程及び開催場所、時間について

事務局：久留米市教育委員会 教育部総務
電話：0942-30-9213 FAX:0942-30-9719
メール: kyousou@city.kurume.lg.jp

久留米市立大橋・善導寺小学校統合準備協議会 委員名簿

令和 7 年 1 月 1 日現在【敬称略】

氏 名	所 属
酒見 隆一	大橋校区まちづくり委員会 会長
荒木 正宣	大橋校区まちづくり委員会 副会長
古賀 英司	大橋校区まちづくり委員会 副会長
中鶴 裕一	大橋校区まちづくり委員会 事務局長
山田 美津枝	大橋小学校 学校運営協議会 委員
後藤 大	大橋小学校 PTA 会長
末次 佳奈子	大橋小学校 PTA 副会長
柳 真知	大橋小学校 PTA 副会長
平井 亜美	大橋小学校 PTA 副会長
森永 繁幸	善導寺コミュニティ振興会 会長
鬼塚 敬	善導寺コミュニティ振興会 青少年育成部会長
金子 政隆	善導寺コミュニティ振興会 教育文化部会長
高木 俊一	善導寺コミュニティ振興会 地域連絡部会長
中村 英治	善導寺コミュニティ振興会 副会長・健康福祉部会長
前田 真弓	善導寺コミュニティ振興会 事務員
福嶋 芸郎	善導寺小学校 PTA 会長
大楠 忍	善導寺小学校 PTA 副会長
富島 昂	善導寺小学校 PTA 庶務
本岡 千順	善導寺小学校 PTA 庶務
中村 里美	善導寺小学校 PTA 会計
野瀬 浩一	大橋小学校 校長
馬渡 茂人	善導寺小学校 校長
重石 悟	久留米市教育委員会 教育部 部長

久留米市教育委員会・久留米市 出席者名簿

氏 名	所 属
井上 謙介	久留米市教育委員会 教育長
平田 敬一	久留米市教育委員会 教育部 次長
四ヶ所 清隆	久留米市教育委員会 教育部 教育監
古閑 昭寛	久留米市教育委員会 教育部総務 学校規模担当課長
木下 景子	久留米市教育委員会 教育部総務 総務補佐
古賀 寛章	久留米市教育委員会 教育部総務 事務主査
田中 雄基	久留米市教育委員会 教育部総務
半田 さと子	久留米市教育委員会 教育部総務
大久保 貴	久留米市 総合政策部 総合政策課 政策調整官
坂本 寿雄	久留米市 協働推進部 地域コミュニティ課 課長
中島 勉	久留米市 協働推進部 地域コミュニティ課 課長補佐
栳島 真弥	久留米市 子ども未来部 子ども政策課 課長
尾花 健太	久留米市 子ども未来部 子ども政策課

久留米市立大橋・善導寺小学校統合準備協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、大橋小学校・善導寺小学校統合基本計画（令和6年11月25日久留米市教育委員会議決）に基づき、久留米市立大橋小学校及び善導寺小学校（以下「対象小学校」という。）の統合を円滑に進めるために設置する統合準備協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 統合準備協議会は、次の事項について協議又は確認する。

- (1) 通学に関する事
- (2) 統合に伴う教育活動等に関する事
- (3) 閉校及び統合に伴う式典や行事等に関する事
- (4) その他学校統合に向けて必要な事項に関する事

(組織及び任期)

第3条 統合準備協議会は、委員25名以内で組織し、次に掲げるもののうちから久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学校長
 - (4) その他教育長が必要と認めるもの
- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充委員を選任することができる。
- 3 委員の任期は学校統合の日までとし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 統合準備協議会には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は統合準備協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 統合準備協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員（会長及び副会長を含む。）の2分の1以上の出席があれば、会議を開くことができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。
- 4 統合準備協議会は、出席委員の過半数の同意をもって、非公開とすることができる。

(謝金)

第6条 第3条第1項第1号及び第2号委員について、統合準備協議会の開催1回につき1,031円を支払う。

(関係者の出席等)

第7条 統合準備協議会は、必要があると認めるときは、対象小学校の統合に係る関係者に対し、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 統合準備協議会の事務局は、久留米市教育委員会教育部総務に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、統合準備協議会の運営に関し必要な事項は、会長が統合準備協議会に諮って定める。

附 則

(施行期間)

この要綱は、令和6年12月18日から施行し、対象小学校の統合の日をもって失効する。

協 議 事 項	
1 学校に関する事項	
(1) 子ども達の安全安心に関すること	
1-1-1	交流行事・交流学习に関すること
1-1-2	生徒指導上(不登校や行き渋りなど)の不安への対応に関すること
1-1-3	スクールバス等の通学支援に関すること
(2) 学校運営・学校活動に関すること	
1-2-1	体操服や学用品の取扱に関すること
1-2-2	学校閉校・統合の式典行事に関すること
1-2-3	学校歴史的継承物の保存等に関すること
(3) その他	
2 その他の事項	
2-1	学童保育所への対応に関すること
2-2	通級指導教室や特別支援学級に関すること